

平成30年第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第132号

平成30年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年12月4日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第4回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月6日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

12番 松 下 一 美	13番 三 好 勝 利
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	東 原 浩 史	健康増進課長	久保田 純 子
農 林 課 長	森 末 史 博	琴 南 支 所 長	萩 岡 一 志
仲 南 支 所 長	見 間 照 史	教 育 次 長	脇 隆 博
学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	松 下 信 重
地籍調査課長	岸 本 広 宣	建設土地改良課長補佐	鈴 木 正 俊

○田岡秀俊議長 おはようございます。

執行部、建設土地改良課長、池田勝正君公務のため、課長補佐、鈴木正俊君が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、松下一美君、13番、三好勝利君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

9番、白川正樹君、1番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問を行います。

合併から12年が経過しました。中学校は一つになり、公共施設の再編などが着実に進んでいます。一定の成果は上がっていると思います。反面、旧町意識がいつまでたっても消えないといった声も耳にします。同じような団体や行事などは、まんのう町は一つだという意識が持てるように変えたらよいのではないかと考えます。

そこで、1問目の質問で二つのことを聞きたいと思います。また、2問目としては、合併後の新しい取り組みとして二つのことを質問いたします。町長のお考えをお聞かせください。

それでは、1問目から参ります。

最初に、消防団に関しての質問をいたします。

満濃地区には公設消防団と自衛消防団の2組織があり、それぞれ活動しています。何が違うのか。平成19年まで25年間も私も消防団に所属をしていましたが、仲南地区

の私には違いがわかりません。しかし、目的は同じ地域住民のかけがえのない生命と貴重な財産を守ることだろうと思っております。自衛消防団と公設消防団の違いは何でしょうか。

平成18年の合併のときに統合の話もあったと推測いたします。火事、災害の場合の出動範囲、機材への補助金、手当の出どころなどが違うと思いますが、近年の異常気象による災害、30年後までには60%の確率で起こるだろうと言われている東南海地震などがあり、消防団に期待することは多くなってきていると思います。

町長はまんのう町消防団のトップであります。有事の際はいち早く対処しなければなりません。自衛とか公設とか区別するのではなく、命令系統は一つのほうがいいのではないかと考えます。

そこで、質問いたします。

いろいろな考えはあると思いますが、まんのう町消防団を公設一つに統合する考えはあるかどうかをお伺いします。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員の一つ目の御質問は、公設消防団と自衛消防団は統合してはとの御質問でございます。

公設のまんのう町消防団は、消防組織法の規定に基づき、国民の生命、身体及び財産を火災、その他の災害を防除し、及び、これらの災害による被害を軽減することを目的に本町が設置し、身分取り扱いについても、地方公務員法や条例で規定により補償や処分を受けることになっております。

一方で、自衛消防団は、地域住民の自主的な防災活動のために地域で組織された自衛組織となっております。本町としましては、その自衛消防組織の結成や育成強化に関する事業に対して補助金を交付して活動の支援をさせていただいております。

このように、公設消防団につきましては、団長の指揮のもと、法令、条例、規則に定める職務の遂行を行うものでありますが、自衛消防団に対しましては、町として指揮権限を有するものではありません。地域の住民が団員となり防災を目的とするという共通点がありますが、組織の成り立ち、団員の身分の取り扱いなど異なっております。

つきましては、必ずしも統合を検討するものではなく、それぞれの組織が役割分担、連携を図りながら、重層的に地域の防災を図ってまいれたらと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 公設と自衛は何かいろいろな違いがあるということなんですけれども、そういうことをひっくるめて、やっぱり一つになったほうがいろいろな面でいいんじゃないかと思います。

例えば補助金をもらってということであれば、公設と同じとか、出動範囲がちょっと違うということであれば、その範囲を、私、聞いたところによりますと、自衛は自衛する場

所が決まっておると。それから、ちょっと隣へ行ったらいかないと。そういう意味であれば、公設は行くんですけれども、そういうことをひっくるめて、みんな多分いろいろなことがあった場合には、出動して助け合うと思うんですけれども、そして保険とかそういうことも多分あるだろうと思いますけれども、そういうことをひっくるめて、公設と自衛とは、いろんな面があると思いますけれども、一緒になったほうがいいと思います。

それで、さっきも言ったんですけれども、多分、合併のときにも話し合ったと思うんですけれども、来年になるとかそうじゃなくて、例えば5年後をめどにとか、そういうところで、公設と自衛を将来的に一緒にするような考えはあるかどうかお伺いします。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 白川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、公設と自衛の関係でございますが、自衛につきましては補助金を出しておりますが、そもそものたてりとして、地域住民の方がお金を出し合って、協力金として、それで運営しているということもございます。

今現在の全国的な流れとしては、災害が頻繁に起こっておりまして、自衛の消防というか、自衛団の活動というのが非常に有効視されておりまして、ボランティア的な要素が非常に大切と考えております。

他県の他市町の例を見ましても、自衛の活動に町行政のほうが応援というか、それをして、公設と一緒に合同訓練しているような場合もございます。そういった意味では、一体化ということになるんですが、自衛消防としては、有事の際、災害の際に地域として地域の中で活動いただく。公設は首長の命令権のもと、本部のもとに活動するということで、そこらのすみ分けがございます。そういった点で、自衛のほうにつきましては、今後、ボランティア的な要素を高めて、地域住民がもっと多くふえていただいて、その活動に加わっていただけたらということで、そういった意味での区分と考えさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 今の答弁で、自衛消防団は町長の命令系統の中には入っていないんですかね。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 白川議員さんのただいまの質問にお答えしたいと思います。

自衛につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、体制上としては命令系統に入っておりません。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 そしたら、自衛消防団の団長というか、それは1人になっておるんですかね。その人が一番上ですかね。それは町長の命令系統は聞かないということなんですかね、お願いします。

○田岡秀俊議長 長森正志君。

○長森総務課長 ただいまの白川議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

命令につきましては、町長の命令を聞く聞かないというよりは、自衛のほうが自発的に協力をいただいているということで、町長が命令するというよりは、町長の発信によって協力していただくということで捉えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 仲南とか琴南地区は公設だけなんですよね。さっきも言ったように、仲南から見たら、自衛と公設の違いがわかりにくいということで質問いたしましたけれども、将来的には、小異を捨てて大同につくとかいう言葉があるんですけども、これ、本当は間違いで、小異を残して大同につくという言葉なんですけれども、そういうことで、僕としては、自衛をなくして全部公設にしたらいと思うんですけども、最後にもう一度、町長、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員さんの質問にお答えいたします。

将来的には自衛と公設一緒にしたらどうかという質問でございますが、例えば、満濃町内でも五つの地区がありますが、四条と吉野は公設のみでございます。高篠と神野、長炭にそれぞれ自衛消防がありまして、それぞれ自衛消防の後援会というのがありまして、自治会からそれぞれ会費を集めて、ほとんどが自治会で集めた後援会の会費で自衛消防の活動をしておるといようなことでございますので、地域的に見ますと、火事後の始末とかも自衛消防のほうで最後までやっていただいておりますといようなことがありますので、あくまでもそれぞれの地域が自発的にやっておる、それを町としては少しだけ援助しておるといようなことでございますので、なかなかこれを一挙に一つにするのは難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 さっきも言ったように、いろいろな考えがあって難しいと思いますけれども、私としては一緒になったほうがいいということを思います。

それと、今、自衛は自治会費で賄われているということなんですけれども、そしたら、その自衛の隣の自治会がもしも何かあった場合には、助けに行かんですかね。会費もらってないんですね、隣の自治会は。そういうときには自衛はどうするんですか。本当は行きたいと思うんですけど。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの質問にお答えいたします。

あくまでもボランティア的な、それぞれ地域が自主的にやっております自衛消防でございますので、隣の自治会に応援に行くかどうかということは、それぞれの自衛消防の判断でなかろうかなというふうに私は思っております。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員　そういうことも、隣のほうの判断は、自衛自体が判断するというこ
となんですけれども、その場合、行く行かんは自衛消防団自身で決めるということなんで
すけれども、その場合、もしもけがした場合の保険とかいうのは、自衛消防団も全部入っ
てるんですかね。自治会費をもらっていない自治会へ行った場合に、けがした場合はどうす
るんですかね。

○田岡秀俊議長　総務課長、長森正志君。

○長森総務課長　白川議員さんのただいまの質問にお答えします。

自衛消防団が活動に行った際にけがをした場合の保険適用ということでございますが、
それにつきましては、個々の自衛団のほうで入っている入っていないがあると思ひまして、
本町のほうでは把握しておりませんが、けがした場合には困るということで、入られてい
る自衛のほうが多いとは認識しております。

○田岡秀俊議長　白川正樹君。

○白川正樹議員　どうしても自衛と公設と一緒にならないような感じがしますけれど
も、例えば東南海地震が起きた場合には、自衛も公設もなしに活動して、地域住民を安全
に、多分、力いっぱい活躍してくれるだろうと思いますので、1問目の質問を終わります。
それでは、1問目の二つ目に移ります。

2年に1度、3カ所で行われ、あとの1年は7カ所で行われている戦没者追悼式につい
てお伺いします。

戦没者の家族より、来賓が多い追悼式があります。今の平和は戦没者の方々のとうとい
犠牲の上に今日があることを厳粛に受けとめるのはもちろんではありますが、家族の負担
も、年が大分いつてきていると思いますので、軽減しなくてはならないと考えます。

そこで、質問いたします。

来年とか再来年とかいうんじゃないで、例えば2020年とか、合併後15年の節目と
か、5年をめぐるとか、そういう意味で、合同で行う考えはあるかどうか伺います。

○田岡秀俊議長　町長、栗田隆義君。

○栗田町長　白川議員さんの、現在、琴南、満濃、仲南地区で実施されております戦
没者追悼式を1カ所で実施してはどうかとの御質問でございます。

まず、追悼式の状況についてお知らせいたします。

琴南、仲南地区につきましては、毎年実施いたしておりますが、満濃地区につきましては、
満濃地区全体の追悼式は2年に1度となっております。遺族の参列者は、3地区を合
わせまして約270名でございます。

今後につきましては、各地区の遺族の方などの御意見を伺いながら業務を進めてまいり
たいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長　白川正樹君。

○白川正樹議員　これは第三者が一緒になれとかそういう問題ではなくて、家族の方
の意見のほう的大事だと思います。その意見を十分聞いて、負担のかからないようにして

いただきたいと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 2 問目の質問はちょっと軽い質問でございます。

まんのう町のヒマワリを広く知ってもらい、町が、今、力を注いでいるひまわりオイルの販売がふえるように、例えば香川県はうどんネクタイやうどんバッジのようなものを考えています。まんのう町もひまわりネクタイとか、夏のイベントのひまわり祭りに、1 週間程度、全職員がひまわり T シャツを着るとかインパクトのあることを行い、ひまわりオイルをアピールしてはどうかと思います。お伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員さんの、まんのう町のヒマワリを知ってもらうために、ヒマワリ関連のグッズをつくって P R してはどうかという御質問でございます。

現在、ヒマワリの P R につきましては、開花の時期に開花状況のお知らせや写真、行事を、随時、町のホームページやひまわりまんのう、ツーリズム協会などの SNS を通して内外に情報発信をいたしております。

また、ヒマワリの P R を目的に花咲ひまわりさん主演のショートムービーの作成や、ヒマワリに焦点を当てた観光マップ、ポスターの作成など、さまざまな方法でまんのう町のヒマワリの P R 活動を展開しておるところでございます。

しかし、その一方で、御質問にありますヒマワリの P R 促進グッズにつきましては十分に整っていない状況でございます。

今後は、まんのう町の公式イメージキャラクターである「まんテンちゃん」を使って、ぬいぐるみや缶バッジ、クリアファイルやメモ帳などのヒマワリ関連グッズを考えております。まんのう町のヒマワリの認知度を高めてまいりたいと考えております。

また、ひまわりネクタイやひまわり T シャツの着用などは、全職員が一丸となって「まんのうひまわり」を P R していく姿勢を内外に示すインパクトのあるおもしろいイベントだと思いますので、ぜひ議員の皆様にも一緒に御検討いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。インパクトのあることをしたいということです。

例えば、さっき言った以外に、ひまわりタオルとか、食べ物ではひまわりカレーとか、ひまわりうどんとか、例えばひまわりクッキーとかいろいろなことが考えられると思います。

香川県が、今、出しているうどんネクタイですけれども、たまたまきょうは町長と私、同じうどんネクタイでかぶっておりますけれども、ということで、ヒマワリに関しても販売がふえるようにいろんなことを考えてもらいたいと思います。

それには、誰が考えるかということなんで、例えばろくさん会館は、今、ヒマワリの製品をつくっておりますが、そこの人とか、地域おこし協力隊に協力をして考えてもらうとか、いろいろ方法はあるんですけども、いろんなことを考えるには、何か検討委員会とかそういう考える機関とかそういうのがなかったらいけないと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○田岡秀俊議長 企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御質問にお答えいたします。

ヒマワリ関連のグッズ作成と、あとPR等につきましては、現在、検討委員会というのをごさいます。皆様からいろいろな御意見のほうを頂戴いたしまして、またそのあたりのグッズ作成とかPRの方法とかを考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 いろんな町民の意見を聞いて、その中でできそうなものをするということなんですけれども、例えばひまわりオイルを販売するのに、進物用とかそういうのにひまわりクッキーとオイルと一緒にして箱詰めにして売るとかいろんなことが考えられます。それには、ひまわりオイルを販売する人も、生産者を助けるというか、生産者にいっぱいヒマワリをつくってもらうためにも、ひまわりグッズをつくって、内外にアピールしてもらいたいと思いますけれども、最後にヒマワリのいろんなグッズをできるものからするというか、今から考えるだろうと思いますけれども、今、できている以外に何か考えとることはあるんですかね、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御質問にお答えいたします。

今、町長のほうで答弁させていただいた以外のグッズということでございますけども、今のところ白紙でございまして、今からまた皆さんとアイデアを出し合っていて、また製作のほう行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 いろんなグッズを考えて、ヒマワリ生産者とか販売する人に元気が出るようなグッズを考えてもらいたいと思います。

2問目の初めを終わります。

それでは、2問目の最後の質問です。

例えば、町民が思わず口ずさむような親しみのある歌とか、町民の心が一つになれるようなまんのう町の歌をつくってはどうかと思います。

例えばつくる場合、多分、まんのう町にはいろんな優秀な人材がたくさんおいでますので、作詞作曲お願いするとか、とりあえずはまんのう町民の歌をつくるような考えはあるかどうかお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員の再質問についてお答えいたします。

まんのう町の歌についての御質問でございますが、自治体がつくるいわゆる町歌につきましては、香川県内の自治体でもなじみが薄いことから、特に町合併の協議会にも触れられず、作成されてない状況でございます。

御質問には、町民が思わず口ずさむような親しみのある歌ということですが、全国でも町合併等の記念事業で町の歌作成実行委員会等の組織をつくって、年齢を問わず、みんながなじみやすい歌を公募して作成いたしておるようでございます。

なお、通告書にありますまんのうひまわりのPR用ソングとしては、朝ドラ風のネットドラマ「まんのう町のひまわりちゃん」の主題歌にもなっております「あすなろ」を作成いたしております。

ほかにも、本町にゆかりのあるまんのう町の観光大使でオペラ歌手の大西貴浩さんがふるさとを想う気持ちを込めて作詞されました「我がふるさとまんのう」がございます。

いわゆる、町歌の作成につきましては、何かの比較的大きな機会を捉えて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。町民に親しまれる歌ということなんですけれども、まだつくっている町とか市とかは少ないと思いますけれども、少ないからこそ、まんのう町はつくったらいいかと思います。例えばデマンドタクシーみたいに、よそがしていないときにすればインパクトがあるということで、まんのう町の歌も、今、2曲ほどまんのう町に関係した歌があるということなんですけれども、町民が思わず口ずさんで、合併して12年が過ぎましたけれども、町民の心が一つになれるようないい歌をつくれたらいいかと思います。

つくる予定は、そしたらあるかどうかだけ伺います。

○田岡秀俊議長 企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御質問にお答えいたします。

何か大きな行事等に際しまして、町の歌をつくるということで今のところ考えてございます。合併記念とかというのが、ほかの自治体では大きな機会というふうに捉えてますので、またそういう機会がございましたらということで、御答弁をさせていただきます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 何かいい企画というか、節目にまんのう町の歌をつくりたいということなんですけれども、何か大きなイベントというか、節目があるようなことを願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○田岡秀俊議長 以上で、9番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、合田正夫君、1番目の質問を許可いたします。

○合田正夫議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、ただいまから一

般質問をいたします。

私は、来年度予算とイノシシ対策、この2問をさせていただきますので、まず一つ目、来年度予算は各課全員に、予算のことですので、真剣にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

来年の10月、国のほうで消費税が上がるようなことを、多分、上がると思いますので、来年の予算をまんのう町として、今までは、普通2%上がるいうたら、結局、実質的には10%になる。ふだん、みんなが考えたら、2%やったらそれぐらいやと。10%になるいうたら、全然考え方が町民としてでも違うので、まんのう町でどのように消費税が上がることに對して来年の予算を考えていくか。まだ3月まであるので、その意見をまず聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員の御質問にお答えいたします。

当然、来年10月に消費税が上がるであろうということで、来年度予算の編成をいたしておるところでございまして、来年度予算の編成方針につきましては、竹林議員、常包議員の一般質問で申し上げたとおりでございます。

2019年度町政運営の基本的な考え方では、人口減少対策として、国においてまち・ひと・しごと創生総合戦略が進められており、まんのう町においては、将来予測される人口減少のもとでも、人々が輝き、町内外の人に選ばれる町となるために、今までとは違う方法で町の魅力を磨いていかなければならないというふうに考えております。

そのような状況の中、施策立案の基本的な考え方といたしましては、これまでの行政側の供給視点によるサービスそのもののあり方を転換し、住民の需要に応じる公共サービスの新たな形を確立するという視点で取り組み、利用者のニーズの把握に重点を置き、質の向上を意識することが重要であるというふうに考えております。

また、合併特例期間が終了し、激変緩和期間（5年間）に突入したことによる持続性、安定性のある財政構造を構築することも重要であるというふうに考えております。

次に、平成28年度から平成30年度までの3年間において、重点施策分として道路などの維持補修費に平成27年度当初予算ベースに毎年5,000万円の上乗せを実施してまいりました。これは、町内にある道路などを早期に修繕するために3年間延べ1億5,000万円を追加予算として計上し、執行しておるところでございます。

平成31年度予算におきましては、まだ早期に修繕しなければならない箇所があることなどから、継続して予算確保を計画いたしております。

また、来年10月より消費税が10%となることから、前倒しで3月補正において予算を計上する方法もあろうかとは思いますが、3月補正を執行できるのが3月中旬以降になることから、平成31年度当初予算と発注時期の差がないこと及び30年度の年度内執行が不可能であることから、3月補正ではなく31年度の当初予算において計上するように計画いたしております。

さらに、消費税が１０％になるまでに早期発注を心がけ、なるべく前倒しをしての予算執行を考えておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

最後に、平成３１年度の予算編成におきましては、現下の厳しい財政状況を十分認識の上、まんのう町総合計画及び実施計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略を予算編成の基本として、健全な行財政運営を前提に施策の選択と財源の最適な配分化を図る中で、総合的かつ効率的なまちづくりを推進することにより、町域の均衡ある発展と町民福祉の向上につながる予算編成をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 いろいろな意見を聞かせてもろてありがとうございます。それはわかる。わかるけど、財政厳しい中でしてくれた、それは町民は助かっております。その上にもう一つというのは、１０月から上がるとしたら、前倒しして、各課によったら買うもんもあるやろう。それも消費税の対象になってくるので、そういうのをちょっと早う買うとか、工事にしたって、早期にしたら、秋からしたんやったら、また業者の方も消費税がかかってきて、金額がふえるので、そうした場合には、工事もできるできるいうたって、できんようなこともあると思う。だから早期にできることは、例えば舗装したんやったら、無理に秋から先にせんでも、早期にしようと思ったらできる。災害にしたって、いつできるやらわからん災害が来たときあるけど、やっぱり消費税が上がるまでに前倒しで金額を確保して、またそういうのを早期にしてもらうのが、やっぱり町民も喜ぶと思います。それはまんのう町にはせないかんことはいっぱいあるけど、やっぱり町民は、皆、待ちよと思うんです。２年先、３年先でなしに、また合併債やいろいろなことを確保して、できることは早期にしたほうがええと思うんですけど、そこら辺のことをもう一遍考えを聞きたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 来年の１０月には消費税が１０％になるということでございますので、それまでに工事をやっておけば８％で済む、いろいろな面でそういうことになっておると思います。ですので、消費税が１０％になる９月までに、できる限り早期発注を心がけていきたいと思いますし、工事につきましては、地域町政懇談会等で各地区等からの多くのいろんな要望が出ておりますので、優先順位をつけて早い時期に、早期に発注に心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 まだ３月まで時期があるんで、もう少しどこぞから金を引っ張ってきて、ちょっとでも町民が喜ぶような予算にしてもらえたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それができるかできんか、それだけ聞いたら。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 合田議員さんの質問にお答えしたいと思います。

来年度の予算編成について、１０月の消費税対応ということで、もちろん早期発注は町

長のほうから指示が出るといいますし、予算編成に当たっては、より有利な起債であるとか補助金をできるだけメニューを調べまして、引っ張ってくるような形で、まんのう町にとって財政的に財源が有利なものをとれるように確保してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 早期にいいかげんなあれはするということですが、また10月から先のことも考えて、少し早う入札だけでもしとったら、ちっと助かると思いますので、そこら辺のことをお願いしとって、1問目を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○合田正夫議員 2番目はイノシシ対策。昔から言いよること、これは農業関係にもかかわりますので、今は山、田畑、そうでなくても、ここら近辺でも家の前まで来て、農林課のほうへやって住民から苦情が来とると思います。山だけでない。田んぼの農作物、また、果樹もせられ、高篠近辺ではイチジクもつくつとる。そこらもすごく荒らされて、家の前まで来て困る。そういうイノシシ対策があるので、そういうのを一応イノシシ対策のあれを全体にひっくるめて、これからまんのう町としてどういう対策をとっていくのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まず、合田議員さんの通告にございますイノシシ対策として、イノシシを粉砕する機械をまんのう町へ導入してはどうかという御質問にお答えいたします。

イノシシを粉砕する機械を購入してはどうかということでございますが、議員さんのおっしゃる機械は有害鳥獣溶融化施設のことであらうと思います。これは微生物によって動物を分解し、溶融する方式の施設で、動物を処理装置に投入しますと、肉や内臓、毛などは1日か2日で、また、骨の部分も最大7日程度でガスと微生物によって水分に分解され消滅する設備で、近いところでは岡山県の和気町や徳島県の佐那河内村などで設置されております。

和気町の設備の概要をお示しいたしますと、減容化装置、脱臭装置、冷凍庫、ホイストクレーン、その他を合わせて工事費は約2,000万円で、和気町では既設の一般廃棄物処理施設内に設置したため、建築工事はなかったようでございます。

施設設置の費用は有害鳥獣対策の国庫補助事業の対象となり、約50%は補助金が交付され、町の持ち出しは1,000万円ほどでございます。装置の耐用年数は7年となっており、実際にはもっと長い期間の使用が可能と予想されます。故障したときの修繕費用は予想以上に高いとも聞いております。

また、ごみ処理施設内に設置しているため、施設職員が管理しているようで、ランニングコストとして臨時職員1名の人件費と光熱水費を合わせて一月に30万円ほどかかっているようでございます。

以上のことから、設備費用を仮に１０年償却とした場合の平均年間経費は４５０万円から５００万円程度であろうというふうに予想できます。

ところで、今のまんのう町はと申しますと、捕獲鳥獣の死体処理につきましては、原則として捕獲地周辺に埋設処理をお願いいたしておりますが、有害鳥獣捕獲隊員も高齢化が進行しており、埋設が困難な場合には農林課に事前に御連絡いただき、処理施設まで運搬していただければ焼却処分できるようになっております。

仲善クリーンセンターでの償却手数料は２００円であり、例えばイノシシの重量が４０キログラムとすれば８００円の費用がかかります。平成２８年は捕獲数が多く、約８００頭が捕獲されましたが、現実これを全て焼却したとしても年間経費は６４万円であり、溶融化施設を特別につくる場合の７分の１しかかかりません。このような比較した結果、現在の焼却炉で処理可能な間は焼却処分を継続いたしたいと考えております。

イノシシ対策のその他のものにつきましては、担当課長より説明させていただきます。

○田岡秀俊議長 農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

イノシシの対策でございますが、先ほど町長のお話にもありましたとおり、去年は約８００頭、この程度のイノシシが、ことしはやや減少はしておりますが、早い時期の出没がちょっと少なかったということ、こちらのほうから減少しているようでございます。

捕獲対策につきましては、従来から捕獲対策は鳥獣捕獲隊の皆さんに捕獲のほうをお願いしておりまして、猟銃による捕獲、それからわなによる捕獲をしておりまして、捕獲補助金を出しております。

また、田畑への農作物の被害、これの防止につきましては、侵入防止柵、こちらのほうを中心とした補助金のほうを国、県、町の各種補助金のほうを交付をいたしております。交付金額につきましては昨年並みというところであろうかと思っております。

これ以上のことをなかなかできないというのがイノシシ対策の現状でございますが、各市町でいろいろ考えをめぐらせているところだとは思いますが、今後もこの二つの方法を中心にやっていくということになっていこうと思っておりますので、皆様の御協力もお願いしながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 今の答弁だけでは我々全然わからん。まず、イノシシを防ぐ対策はまんのう町はずっとしとる。それでは一向にイノシシは減りません。あくまでもとらん限りイノシシは減らん。ふえるばかり。これ、イノシシ、猟友会みんなできんようになった場合、どないになるんか、そういうことまで考えて答弁したですか。たかが８００頭、何ちゅうこと言うねん。とっとるものの身になって考えたことあって、そういう回答ができるん。それでは我々到底納得できん。一つでも二つでも、とったらとっただけ減るん。たかが８００頭、そういうことを言うたんでは、ほんまに農家の皆さんやって怒るで。何とかしてくれといって要望があるんやろ。それやったら、とらんようなあれの対策はする

けど、とるような対策、そこら辺のことをもう少し考えること、まんのう町としてあるのかないのか、もう一遍、答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 合田議員さんの再質問にお答えします。

まずですが、私、先ほどの答弁の中で、過小評価したような、８００頭というような表現は多分してないかとは思いますが、８００頭、これは県内では多いほうでございます。ですので、たかがということは心にも思っておりません。皆様には御苦勞いただきまして、狩猟者の方々に捕獲のほうをお願いしているところでございます。

確かに合田議員さんおっしゃいますように、今後、できなくなるようなことがあれへんのかと、これはいろんなところで心配されるところでございます。農業も含めて高齢化が進んでおります。今後、狩猟者の方が減った場合のことを考えていかなければならないというのはわかっているんですが、今すぐにどうすればいいかという対策はまだ出ていないところでございます。これはもちろん県とも相談いたしまして、今後、十分に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 それから、私、さっき機械を買ったらええというは言っただけでありまして、結局、ほんまに言いたいのは、４月から１１月までは有害駆除、１１月からは狩猟になっとる。夏、イノシシがかかった場合には、ほんま１日か２日しか生きておりません。そういうときに、焼却するところが土日祭日の場合はあいとらん。ほんならイノシシを埋めるいうたって、夏は泥もかたいし、それやったら町としてどっかの土地を掘って、そういうときには埋めるところとか、何かそういうただ焼きに持っていったらええや、そういう答弁だけでは余にもいかんので、夏は山の泥もかたいし、埋めるのも困っとる。祭日とか土曜、日曜、あいてないわな。そういうときに、みんな困っとるんや。困っとるきに、何とか埋めるところをこしらえてくれとるとか、中途半端に５０センチや１メートル掘ったって野良犬が来たり、何かが来て掘ってしまいます。中にはそのままほっとるものもおるやろ。そういうのをなくすために、町として何かええ方法ないかというのを聞きよるんで、もう一遍、何かの方法があつたら、答弁を町長お願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

猟友会の皆さん方には本当に常日ごろからイノシシの捕獲に御協力いただいて、町といたしましても非常に感謝をいたしておるところでございます。

通年を通じてイノシシをとるようになりましたので、夏場におきましては、合田議員さん御指摘のように、土日祭日におきましては焼却炉が閉まっておりますので、それを何とかしてほしいというような御要望であろうかと思いますが、今後、町のほうで穴を掘って埋める箇所をつくるとか、いろいろ県とも相談し、また、他町の事例等も勘案して、町としての対策を練っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 合田正夫君。

○合田正夫議員 ほんまに農家の皆さん困っとるので、やっぱり1頭でも2頭でもとって処分する以外にはイノシシ対策ないと思いますので、これもほんまのみんなの意見でありますので、町としてもそういう土・日曜とかそういう対策をしてもろたらええと思いますが、そこらのことをお願いしとって、もうこれで私の質問は終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 以上で、7番、合田正夫君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 1番、鈴木です。議長の許可をいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

今回は、大きく二つほど質問いたします。

まず、一つ目は防災です。この防災の中から2点ほど質問します。二つ目は、今後のまんのう町の公共施設運営についてです。これは1点です。

では、質問させていただきます。

ことしもあと残すところ少しとなりました。振り返ってみて、皆さん、どんな年でしたか。私は非常に自然災害の多い年だったのではないかと思います。まだ残り25日ほどありますが、ことし2月には何十年ぶりかという大雪が降りました。琴南地方では積雪40センチを観測したとも聞いております。もうそのころから自然災害の始まりだったのではないかと思います。そして、6月には大阪地震、7月には西日本豪雨災害、8月には記録的な猛暑、酷暑、そして9月には、皆さんの記憶にも新しいと思いますが、北海道石狩断層の地震がありました。全国各地至るところで被害があり、我がまんのう町も土砂災害、河川氾濫の被害に遭い、いかに防災が大事かということが改めてわかった年ではないかと思っています。

まんのう町でも各自治体で防災訓練をしているところがあります。私自身、いろんな地域の訓練を見学させていただきました。皆さん、本当に手際よくこなしておられました。今、全国的にも災害で被害に遭われ、たくさんの人が避難所に避難し、生活を余儀なくされている光景をテレビでよく見かけました。まんのう町でも7月の大雨豪雨災害、また、台風被害により、何カ所かで避難された方がいました。

そこで、私自身、疑問に思うところがありました。避難場所の危険性です。場所によると、避難場所自体が土砂災害に遭う可能性のあるところ、また、建物自体の耐震補強がで

きていないところ、せっかく防災訓練どおりに住民の方が避難してきても、避難場所が災害被害に遭われては何の意味もありません。

そこで、お聞きします。避難場所が本当に安全かどうかを確認していただき、安全でないのであれば場所を変える、より安全なところを変える、そういったお考えがあるのか御教示ください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、災害時の避難場所の見直しについての御質問にお答えいたします。

まんのう町では地域防災計画におきまして、指定避難所ごとに対象の災害種別を指定いたしております。台風や大雨等では、気象情報や災害の状況を確認しながら、各地区の公民館等9カ所の避難所を開設いたしております。

御質問の中でもありましたが、施設の地理的立地条件や構造により、指定避難所の全てがあらゆる災害に対応しているわけではございません。そのため、避難所開設に当たっては、災害の種別、状況に応じて被災が想定される避難所は開設せず、その他の施設へ避難していただくよう適切な対応を図ることといたしております。

これまで防災のしおり、土砂災害ハザードマップなどを作成して、町民の方へ災害や避難所の情報について情報発信を行ってまいりましたが、現在、総合ハザードマップの作成を行っておりまして、引き続き、災害に対する情報と避難所の災害対応情報などについての周知をしてまいりたいと考えております。

また、避難所となる公共施設は、立地場所が地理的に限られる地域もございますが、土砂災害や浸水想定区域のように、立地により対応困難な場合の避難場所の検討、建物の耐震性等について、町全体での公共施設のあり方等も踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 御答弁ありがとうございました。対策をしていただけるということでありますので、よかったと思います。

2点目に移りますが、皆さん、タブレットにまんのう町のホームページを開いていただき、先ほど町長が言っていただきました保存版防災のしおりというのを立ち上げていただいたらと思います。

この中の避難場所ですけれども、ごらんになってわかるように、土石流、そして急傾斜、地すべり、こういった危険性のあるところが避難場所になっております。特にこの7番目の琴南総合センター美合出張所というところも地すべりと書いております。

そこでお聞きします。来年以降移設し、新しく建てかえたと聞いておりますが、この地すべり区域の危険性をクリアしているのか、また、対策はできているのかお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 鈴木議員の御質問にお答えします。

まず、琴南総合センターの位置づけでございますけども、琴南地区におきましては、旧の琴南東小学校がある堀田自治会から以南の勝川、川奥地区の地域コミュニティなどの拠点施設として位置づけております。

そして、新築事業につきましては、地域住民の方を中心に、自治会長さんを初め徳島大学の先生、行政、各種団体の方による検討部会を立ち上げて検討を重ねておりますが、建設予定地の選定につきましては、昨年度、第1回目の検討会でございますけども、勝川、川奥地区の中で面積が確保できる条件で数カ所ほど提案させていただきまして、検討部会の中で協議いたしました。

議員さんも御承知かと思っておりますけども、勝川、川奥地区につきましてはどこも山間地域でございまして、ほとんど地すべりの危険箇所等でございます。その中で、土砂災害の特別警戒区域に隣接したりと危険度が高い建設地は望ましくないということでございますので、それを除きまして、唯一、今ある総合センターが建っている隣接地でございます。そこは地すべりの警戒区域にはなっております。いわゆるイエローゾーンでございますが、これにつきましては、造成工事等で安全策を講ずれば、建築物の施工に支障がないということでございますので、場所的に住民にとっても利便性が高い場所ということでございますので、現在の位置に決定いたしました。

今後は土木等の件の関係機関と協議いたしまして、必要な手続きをとりまして、安全な建物としたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。この地すべりというのは、底の底のほうのことだと思いますので、危ないところに立てるとのことだけはしっかりと認識していただきたい。何かあれば、すぐ違うところに、安全なところに避難をしていただくというような対策も考えとっていただきたいと思います。

これで、一つ目の質問を終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 続きまして、2 問目の質問に入りたいと思います。

今後のまんのう町の公共施設運営についてお聞きします。

まんのう町のホームページの中に、まんのう町公共施設等総合管理計画があります。それを拝見させていただきました。計画期間、これは平成29年から平成38年までの10年間ですが、もう2年が来ようとしています。この中の第4節、ページ数では22ページになりますが、充当可能な財源の見込み（普通会計）というところで一つ疑問に思うところがあります。

充当可能な財源の見込みについては、平成49年度まで22年間の総額は179億円であり、年平均計算すると8億1,000万円です。投資的経費推計については、平成67

年度まで40年間の総額は771億5,000万円で、年平均を計算すると、19億3,000万円です。平均額を比較すると、11億2,000万円の財源が不足する推計結果となりましたと書いております。

そしてまた、十分考慮していく必要があるため、更新費用推計も踏まえて、今後の施設のあり方を検討していく必要がありますと書いてあります。

ここで、お聞きします。計算上、11億2,000万円の財源不足と書いています。これは非常にかんりの金額です。あくまでも計画、基本方針うたっていますが、実際、今はどこまで進んでいるのか教えていただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの質問にお答えいたします。

まず私のほうからは、今後のまんのう町の公共施設の運営について説明させていただいて、詳細につきましては担当課長のほうから説明させていただきます。

国の要請を受けまして、当町でも平成27年度から2年間をかけて公共施設等総合管理計画を策定いたしております。この計画における対象施設は、本町が保有し、または借り上げている全施設を対象としており、分野としては庁舎や小中学校などの建物系公共施設、道路・橋梁等の土木系公共施設、上下水道などの企業会計施設であります。

計画期間は計画書にも書いてありますように、平成29年度から平成38年度までの10年間といたしておりますが、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて見直しを行うものでございます。

具体的には、1981年の新耐震化基準以前に建築された施設が全体の35%を占めており、築後30年を超える施設では一般的に大規模改修が必要とされております。現状規模のまま建てかえを行った場合について、総務省の試算ソフトによりますと、大規模改修、建てかえなど、施設ごとの基準単価を使い計算をいたしますと、今後40年間で建物系公共施設の更新費用が502億6,000万円の投資的経費を要し、年平均すると毎年12億6,000万円かかる試算となりました。

また、道路につきましては、更新費用は40年間で233億1,000万円の更新費用を要し、年平均すると毎年5億8,000万円かかる試算となります。橋梁の更新費用は40年間で35億7,000万円の更新費用を要し、毎年9,000万円かかる試算となります。

このように多額の費用を要する公共施設等について、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持していくためには、公共施設などを全て現状のまま保有し続けるのではなく、長期的な視点に立って人口推計や住民のニーズの変化を見据えた統廃合や適正規模を検討することが今後の重要な課題であると認識いたしております。

さらに、国は平成32年度末までに、この計画をベースとして詳しく個々の施設ごとの個別計画を策定するよう各自治体に要請しております。それを受けて、本町でも31年、32年度において個別計画策定に向けて取り組み、ファシリティマネジメントによる長寿

命化対策や、維持管理、運営コストの最適化を図りながら、さまざまな課題解決と将来のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 鈴木議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

費用的な面はただいまの町長の答弁にあったかと思います。まんのう町公共施設総合管理計画の中で、まず14ページにはなるんですが、後で見たいと思いますが、ここで総務省の試算で、これをつくるに当たって、総務省がソフトをつくっております。それをもとに作成しております。ということで、これから類推すると、全ての市町村にきちっとそれが当てはまるかどうか、それぞれ個々の施設の状況が違いますので、これからまんのう町も2年かけて早期に個々の施設の見直しを図ってまいりますが、それをした場合には、これの数字と多分変わってくる可能性が大いにありますということで認識いただきたいと思います。

そのソフトを使ってした計算が、先ほど言いました16ページにあります40年間で502億6,000万円、これは建てかえを行った場合です。それだけのお金がかかるということで記載があります。

22ページのところで、先ほど質問にありました中で、建てかえの更新をした場合に必要持ってこれる財源、それが11億2,000万円不足するということで読んでいただけたらありがたいかなと思います。

いずれにしても、これから個別のそれぞれの施設を実際どういった形でしていくか点検しますんで、廃止するのか、建てかえするのか、それとも維持修繕するのか、そういったことで経費が大きく変わってくると思いますので、その点、御理解いただけたらありがたいかなと思います。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。この計画書に載っている公共施設だけでも156カ所あります。少しずつでも進んでいるのであれば、私としてはいいかなと思います。具体的な実施計画を早い目に立てて、もし委員会などが必要であれば立ち上げて、深刻に考えていくことが大事だと思いますので、今後の検討をよろしくお願い申し上げます。

これで質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 ことしも天候本当に気になります。ぬくかったり寒かったり、本当に人間も体調だけじゃなくて、木々も、野菜はまたそういう羽目に遭いながら、1年、ことが終わろうかなというようなところでございますが、私、まず絶えず申し上げておることの中でもありますけども、きょう、これ6人一般質問をさせていただく中で、農業問

題、5人が何らかの形で関心を持って質問されておるわけです。当然、私も農業問題をいくわけですが、最近、T P P、この関連がやっぱりまんのう独自で考える農業ではないんです。これはすごく影響してくるんです、まんのうの農業にも。やっぱりクラスター事業も含めて、世界の農業の動向がまんのうに響いてくる、これを一つ考えておかなきゃいけない。

私は絶えず言うのが、現場の声をひとつ聞いてもらえないかというのを6月の議会から言って、9月の議会、9月28日ですか、第1回の会合を持っていたいたようなわけです。これは8人ぐらいしか寄ってないとは思いますが、その中でどういう問題が現場の声として出たのか。そしてまた、そういう会がこれからどういう手順を踏まえて次の会に向けていくのか、まずそこから町長さんにお聞きいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員の御質問にお答えいたします。

まず、全般的な通告があります農業振興についてからお答えいたしたいと思います。

日本における農業は労働力の絶対数が減少し続けるとともに、高齢者に偏った状況が継続しており、次代を担う農業者が十分に確保できない状況下でございます。これは当町においても同様であり、農業や地域社会を将来にわたり持続していくためには、新規就農者や認定農業者など、担い手や集落営農組織を加速的に育成、確保することが喫緊の課題でございます。

まんのう町は、農業委員会や香川県農地機構を中心に農地の利用集積を推進し、耕作放棄地の減少を目指して活動するとともに、農業所得の増大をもくろみ、高付加価値な特産品の開発、生産を目指し、近年はヒマワリのブランド化を中心として取り組んでおりますほか、従来からの農作物に加えてそばや薬草などの栽培も徐々に拡大しておるところでございます。

今後も、魅力ある農作物やその加工品を新たに整備したものづくり会館を中心として、6次産業化を進めてまいりたいと思います。

川原議員さん御質問がありました土地利用型農業を展開する中心的農家から意見聞き取り会開催における質問の内容についての御質問でございます。

土地利用型農業に取り組んでおられます農家を中心に、10ヘクタール程度以上の農地を耕作しておる認定農業者に依頼し、8名の方に参加をいただき、さまざまな御意見をいただきました。

意見等の主なものといたしまして、2ヘクタールより小規模の圃場整備の補助事業を検討してもらいたい。鳥獣被害に関しては、対策補助金の限度額の見直しの希望や、柵設置や箱わなの設置に関して効果的な指導を要請する。法人農家への就農者の賃貸住宅を町内でふやせないか。農業用機械の補助事業に関しては、県単事業の限度額の上限アップを要望。農業機械の買いかえを補助対象としてほしいなど、このほか町道の維持補修に関する要望などもございました。

また、この意見聴取会の次の開催についてでございますが、今のところは未定でございますが、担い手のさまざまな意見を聞くことは、担い手の希望や意見を確認することができ、今後の農政や農業振興の糧となることから、今後も開催すべきであるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 まず、第1回目の会で8名の方の御意見が、私もおおよそ想像しておったような御意見が出ております、今、聞くところによると。

そうしますと、やっぱり農業を抜本的にこれから変えなきゃいけない。今、一つの例を申しますと、米でいきますと、食用米が全国で七百二、三十万トンなんです。香川県が6万トンなんです。1%いかないんです、香川県は。0.078ぐらいのところしかないんです、これは数量で。ですが、全国的にはまだ年間8万トンぐらいは下げていかなんたら行けないという国の方針ですから、ほかに転換をしろと。飼料作物を含めた野菜、そういうものに転換しろというところへ国の目は向いておる。米以外のところへ。

その一例が、今、課長、まだ便がきてない、これは行政が即やってくれるというわけではないんですが、一つの参考に置いておいていただきたい。

民間の商社と県を含めたこういう縦割りの行政とは全く違う、ここを気をつけておいていただきたい。民間の商社マンはきちんと国がこう動くかなといった時点で、リスクを覚悟で動きよる。それはなかなか自治体はできませんよ、そういうことは。できませんが、そういうことを動きよる。ですから、そういう方が動いてから2年ぐらいせなしたら情報が入ってこんのや、現場は。そこのところをちょっと研究しておいていただきたいと思うんです。それをやれというんではない、立場が違いますから、個人と。民間と違いますから、それはできないと思います。しかし、情報はそれぐらいキャッチの仕方が違うということ認識しとってほしい。2年か3年おくれます、はっきり言って。そこのところを、自治体のほうはそういう無謀なことはできません。はっきり県のほうへ来て、県から来んならなかなかできませんが、全てとは言いませんが、そういうものにおいて、民間の業者とは違うんですよ。2年から3年おくれる。そこの研究をちょっとしていただきたいと思って、勉強していただくのがこれからの非常に農業にとっても重要ではなかろうかなと思います。町長さん、私が言いよることを理解していただけますかね、どうですか。

国はたしかこういうふうな情報がぱっと流れたら、民間は即動く。けども、まんのう町にしたって、そういう民間と違いますから、それは動きはできません。しかし、どこが違うんやというだけは勉強しておく必要があると思うんです。どうして民間がこんだけ早いんやというのが。そこは、町長さん、どうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

民間と地方自治体の情報の差があるということでございますが、確かに私たちも常に中央のほうの、国のほうの動き、動向等を素早くキャッチしていくように心がけておるとこ

ろでございますが、なかなか我々のところへ正式に入ってくるのは、完全に決まったからということでもあります。多分、民間の方はいち早く、こういう動きになっておると、まだ決まる前からキャッチをして、先手先手を打っておられるのではないかなというふうに思っておりますが、そういったことも非常に大事でございますので、常日ごろから、中央のほうのいろんな動向等にも敏感に対応し、また、早い情報を手に入れるように、これからも心がけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私、町長さん、私が質問、話がまずかって、十分内容をわかっていただけないのかなと心配しておりましたが、全く町長さんの的確な答弁だったので、そういう国の動向は敏感にさせていただくことに、町長、前向きにやっていただくことを歓迎を大いに申し上げますから、これからの質問もそのようにお答えいただくようによろしくお願い申し上げます。

そこで、まんのう町の農地が約3,000ヘクタールぐらいあるんですが、この中でやっぱり耕作放棄地がかなりあります。これをどう生かすか。少数の人数ではなかなかいけないし、かといって形状が悪かってもいけないし、私、もう何十回も申したかもわかりませんが、やっぱり最終は家を建てるのと一緒に、基礎がなかったらいかん。農業もやっぱり基礎が要る。その基礎は圃場整備なんです。圃場整備をした上でパイプ配管、これがセットでいかなければいけない。

私は前にもいろんなところへ話に行ったときに、ところどころは民でやってますけど、何が原因で圃場整備をやれなかったのか。例えば高齢化になって、これから先の見通しがないのに、農業所得がないということで、金が要るんであれば、それも圃場整備を拒否する原因になったかもわかりません。そういうのをちょっと三、四件抜粋いただければありがたいなと。どうでしょうかね。これは課長さんの、課長はおらんのか。ちょっとタイミング悪いな。わかりますかね。何が原因で圃場整備が取り組めないのか。

○田岡秀俊議長 答弁、農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

圃場整備、旧の満濃町ではまだできてないところが結構ございまして、なぜいろんな部分で、私、満濃町の出身ですんで、他町のことについてはちょっと存じ上げんところもございまして。どういう理由でということと言いますと、先ほど議員さんおっしゃいましたように、お金がかかる、これは昔から言われておりました。それから、農地の自由度が下がる。これは御存じのように、農地転用の部分で制限がかかってくるということがございます。それから、いろんなところでお話していきますときに、事前換地、こちらのほうをしようとする、私は広い道の横に換地してほしいと、換地がまとまらないというような問題もございました。あと水利の問題、これも確かにあったと思います。小さなため池の水を使っているところがいろいろございます。こちらのほうの水利をいかにして統合するか、うまく分配するかということです。こういうようなことも問題の一つしてあったと思って

おります。

私、今、思い出しますのは以上のところでございます。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、大体4点、5点ほど言われましたが、例えば金が必要ない方法があるじゃないですか、今、できる方法は。一銭も要りません、あるんですよ。金の要らない方法はある、間違いない。

もう一つ、今、一番次の問題で、大変皆さん、これは、私、ネックになっておるのかなと思うのは、小さいため池。特に満濃池からのこちらですね、北側のほうへ向けて。小さいため池というんでなくて、大局的に基本はパイプ配管でいきますよ、これが原則にならんのだらおかしいんですよ。ところどころやるのはおかしい。もしところどころやらなきゃいけないのであれば、全体の図面をこしらえとかなんだら、食い違うんですよ、道が。道がない、私は次、事前換地するときには道の横でもらいたい。道の横でとれるような道を、今の道のもっとすばっとした道を横へつけたらいいんですよ。だったら道の横になるんですから。話し合いが私は足りないんじゃないかなと思ってます、はっきり言って。今の道、現在の状況から判断して圃場整備したら、道がないところへうちの田んぼは行くのかなと、勝手にそう思うからいけない。奥のほうへ、もっと今の道よりすばらしい道をつけていたら、そっちのほうがよくなるんですよ。それが圃場整備なんです。

だから、地権者の方も十分そこまでの話し合いのところまで行ってないと私は思う。畦畔がコンクリートでできていますと。圃場整備ですから、土畦畔になるでしょう。そうなってくると、今度は草を刈らなきゃいけない。そちらへ手間がかかる。今、やってますけど、防草シートもセットでいったらいいんですよ。これ、耐用年数何ぼ持つんか知りませんが、10年、15年、20年、何ぼもつか私わかりませんが、そういうシートを張って、草が生えないようにばんとやって、それを圃場整備したら道がつくんわかつとる。幹線排水路はつくんわかった。パイプ配管を入れる。畦畔は防草シートをかけていく。これをセットでやれば、そういう方とかなり膝突き合わせて話すればいけるんじゃないかなと、私、思ってますけど、これが基本的には農業の一番根幹なんです。若い方に5アールや7アールの、しかも形状の悪いところで農業をどうですか、これ、耕作してもらえませんかいうて持っていくほうが無理なんです。やっぱり最低50アール。1ヘクタールぐらいのところのところどころできてもかまんねん。そんなところようけありますよ、できるところ。

金が要らなくて、奥のほうへ行ったら道がないき心配しよるといのは、奥へ今の道よりもっとすばらしい直線弾丸道路みたいなのをこしらえたらいいんですよ、土地が浮くわけですから。ほんだら、私、奥へ入ってまだよかったなになるん。パイプは、バルブをひねったら水が即出ますよ。

今、言われよった、ほとんど解消、膝突き合わせてゆっくり話すればできるんじゃないですか。できるかできんかわからんけど、やってみる必要があるんではなかろうかなと思

いますが、町長さん、もう一遍、これ、圃場整備、根本、特にこれから先、いろんな農業の手法が変わってます。A Iとかいろいろ変わって、車だけでない。トラクターだって自動でいくような時代なんですけど、今のままで動けるわけがない。やっぱりそれにはそういうような基盤を整備しておかんとどうしようもない時期が必ず来る、これは。

そこで、私、これは提案なんですけど、一度、町長さんに断られた。これは無理やと言われてたけど、この圃場整備推進課のような、3人、5人のグループ、退職された方が再雇用というのもあるかもわからんし、ひとつじっくりここを考えてみる必要があるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。今のおいでになる職員の中で、おまえ、ちょっと間があったら行ってこいというぐらいでは、これはなかなかいきません。専任あてがわな、圃場整備はるんだったら。何人かで、やっぱりその中には一つ経験した人もまざっておるような構成した専門のチームをつくるお考えは、町長さん、前には、私、これはできませんと言われました。5年ぐらい前に言われましたが、将来、やっぱり考えてみてください。これは本当によそがそういうことをやって、どんどん機械でやっていける時代に、まんのうだけほっとかれるんですよ。今、予算は何ぼでも来ると思います、そちらへは。

今、担当課長の話を聞くと、どうも膝を突き合わせた協議がなされてないから、そういう問題が出てきて、できてないというのが私はひっかかってしょうがないんです。ですから、ここはトップである町長さんが腹をくくって、よし、これは圃場整備専任のチームをつくって、まんのうは農業が、将来、ほかの地区に劣るようなことのないようにいくぞという姿勢があれば、私はこれはできると思うんですが、町長さん、お考えどうでしょうか。前は断られました。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

今、まんのう町は、私も町内を走ってみますと、非常に耕作放棄地が多いなというような気はいたしております。その原因は、やはりちゃんとした圃場整備ができていない、借り手もないというような状況でなかろうかなというふうに思います。

今、まんのう町土地改良区のほうへも団体営で圃場整備をしたいというようなことが、二、三、相談に来られておりますので、それが実現するかなというふうには思っておりますが、場所によればそういう機運が高まってきておる地域もあるやに聞いております。ただ、地域によってかなり温度差はあるように思いますが、やはりこれから本当に農業をちゃんとしていくというか、農業を基本的にやっていくとなると、やはりきちんとした基盤整備が必要であるというのは重々私も承知をしておりますので、そういう検討チームといいますか、推進チームをつくっていくということも一つの方法であると思っておりますので、今後、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 先ほど言ったらよかったんですが、町長さん、なぜ言うかいうたら、検討チーム、まんのう町全体の、例えばこれから南へ行くのであれば、満濃池の尻まで全

部を、やる、やらん関係なしに、図面はこしらえる。でないと、これだけあるところの中で、ごく一部がやられて、うまく通りが抜けなんたら困る。やっぱり全体の絵が要るんです。全部ここから南でやるというんだったら、ここから南の図面を全体にこしらえる。そんな正確な図面、金が要るような図面こしらえていい。それは能力がある人もおるわけですから、全体の絵を描いて、例えばここがやるといったときには、この図面に合わせていかなんたら通りが抜けんようになってしまうから。道がゆがみ回る、また水路も。ですから私は全体の図面をこしらえた中で、もしくはこの地区がちょっと15町、20町、やりますよというんだったら、それはかまんのですけど、ここだけの考えをしようたら、こっちと水路が、道が、パイプ配管が全部食い違ってしまうんです。ですから、全体の図面をこしらえるところから始まっていかないかん。それを一つ先ほど言っておけば、町長さんも専任チームをこしらえて、わしやるというお気持ち言われたかもわかりませんが、ちょっと私が、これ、申しおくれたんですが、ひとつ、町長さん、現実問題、本当に深刻なんです。けれども、知恵を使えばもうかるようになってとるんです、農業は。みんないけないいけないいうてほっとくから、それもそうかいなでいけないで済んだら。もうけよる人ようけおるんです、利益を上げよる方。そのために、まんのう町、3,000ヘクタールは本当にすごい宝なんです。これを無駄にするわけには私はいかない。町長さんもひとつ初代町長ここまでやってくれたから、今日のまんのうがここにありと言える時代が必ず来ますから、ぜひそれをお願い申し上げます。

時間もどんどん、これ、もう1問あるんですが、なくなるんじやが、ひとつちょっと森末課長、お聞きください。

先ほど言った民間の企業との違いというのは、例えば6次産業に変わる場合、水稻をつくっておる方が、今まで食用米をつくっておった方が野菜をつくる。これ、全国にそういう網羅した機関がある。5人以上、10ヘクタール以上、これが100になろうが200になろうがかまへん。そういうものであれば、相当な補助金が出るんです。10万円以上出ますよ、10アールに。5年間、毎年。そういう情報をキャッチしてほしいというのが私の願いやったんです。米に変わるもんです。ですから、米に変わるものを、わかりやすく言えば、10ヘクタール以上、5人以上がやれば、5年間は10アール当たり10万円以上出ます。そういう制度があるんです。ただわからないだけ。ですから、やっぱりお互いが神経使いながら、情報をキャッチして、やるところはやって、基盤がないんやいうたら、圃場整備をせんと、これは町長さんをお願いせなんたらどうしようもない。基盤ができれば、いろんな考えたんを上へ持ってきたら、何ぼでもええもんが建つんですよ。そういうことで、ひとつぜひお願いを申し上げます。

町長さんも今から専任チームを、全く前回はいかんと言われたけど、今回は考えとくとやったきん、ちょっと前向きにいつて、次、言ったらできると思いますんで、辛抱強くいきます。今の提案をし、お願いして、1問目を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 2 番目の質問は、同僚議員がさっきもやっていただいた自治会と自主防災の絡みです。

自治会がどこまでしっかりしておるのかというのが一つの大きな問題になってくるんですが、いろんな災害があったときに、震災であろうと、水害であろうと、火災であろうと、やっぱり近所が一番なんです、自助、共助。公助までいったらもうどうにもならない、はっきり言って。やっぱり共助というところでどこまで充実させるかが生命のポイントです。

そういう意味から言って、この自治会の中をどうやって、自治会というのは離れておるわけないですから、隣近所が集まって自治会を形成しとるわけですから、自治会組織の編成というか、見直しを、皆さん方がどう思っておるのか、ここら情報入ってますか。情報入っておれば、ちょっとお伺いいたします。私は仲南地区だけしか入っておりませんが、町長さん、どんなですか、自治会。仲南には17自治会ございます。それは私も直接出ますからわかっておるんですけど、満濃、琴南、どんなんでしょう、地区が。

私が言いたいのは、防災というのは、まず近所と言いよる、共助。もし家が倒壊して、そこを助けるのは近所の人でなかったら間に合わない。5キロも向こうから来ったんでは間に合わないのです。ですから、自治会組織と防災組織をセットでいく場合に、これ、どうお考えになっておるのか、町長さんの原点を聞きたい。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員の、自治会と自主防災についての御質問にお答えいたします。

災害による被害を抑えるためには、自助、共助、公助の連携が大変重要であるというふうに考えております。しかし、大規模災害時におきましては、先の阪神・淡路大地震での消防や行政機関による公助には限界があり、救出された方の多くは、自力や家族、隣人などの地域住民によるものだそうでございます。

また、熊本地震での自主防災活動でも、地域住民と消防団員との協力による人命救助、避難所運営や安否確認など、日ごろの訓練や活動での知識、経験が生かされた事例の紹介がされております。

そこからもわかりますように、自分たちの命や地域を守るためには自助、共助が重要であり、特に災害時に地域における共助の中核となり、隣近所の人がお互いに協力しながら防災活動に取り組むことで被害を軽減することができる自主防災組織の必要性和充実が求められております。

本町では地域防災計画に基づき、平成24年度から要綱を策定し、自主防災組織の育成推進を図ってまいりました。平成30年8月現在で町内で30カ所の自主防災組織、四つの自治会連合会単位の自主防災組織連絡協議会と防災士連絡協議会が結成され、防災訓練や活動が行われております。

本町におきましては、今後も防災士連絡協議会による普及啓発活動の御協力もいただきながら、国、県、消防団との一層の連携を図り、町民への防災啓発と自主防災組織の結成

促進と活動の充実強化を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 そこで、立地条件がまんのう町の中ではかなり違うところがございます。山が高くなって、また急峻であるとか、いろいろな立地条件でかなり差があるわけですが、自治会に対して、もう少し自主防災組織をやれというんじゃなくて、自治会に対してバックアップする。その自治会が防災に力を入れるというような逆の一つ発想はどんなもんかなと、私、絶えず思うんですけど、自治会組織をきちんとせなったら、自主防災組織をやるにやれない。形だけになってしまうんです。ですから自助、共助、問題の共助というところをどこまで本当にできるかというのが自治会の中でよっぽど決めとかないかん。信頼がなきゃいけない。ですから、自治会組織がうまくいけるようにするのに対する援助は何かお考えないですか。自治会を充実さす方法に対して、町行政がバックアップを少々してやろうという方法、これ、ないですか。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川原議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、自治会は企画観光課の所管でございまして、防災は総務課ということで、両方の観点から答弁させていただきたいと思いますが、まず最近の自治会の状況でございまして、合併後、自治会の加入率がどんどん低減しておりまして、今現在で恐らく7割切って、六十七、八%ぐらいの率だと認識しております。

そういった中で、自治会本来の活動が、少子高齢化も含めてですが、近所同士の助け合いが少なくなってきたしております。昔で言う冠婚葬祭、そういったことで寄って、日常的に行き来があったわけなんですけど、今、場所によっては、近所同士のつき合いもすごくなくなって大変になっているところも聞いております。

今現在、いつ災害が起きてもいけないという状況の中で、やはり自主防災という観点からすると、自治会の機能というのが非常に重要視されます。そういったことで、自治会の活動が、今現在、近所同士のつき合いの中でお互い助け合う、災害が起きたときに、やっぱり行政のほうとしては公助がなかなかすぐにはそちらに向いていけないということで、やはり近所同士の助け合い、そういったことで、自治会の活動の中の意識をちょっと今から変えていっていただきたいというのが行政からの視点でございまして、そういった面からすると、自治会は企画観光課のほうで活動の助成金、毎年、出させていただいておりますし、総務課のほうとしては、自主防災を設立しますと、それに対して補助金を出させていただいておりますので、課の枠を超えて、壁を越えて、お互い連携し合って、こういった補助金を出すことによって自治会が活性化し、また、災害に対しての意識が向上できるか、そういった点もこれから考えさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 総務課と企画とになって分かれてくるわけなんです、これは現実には現場のほうはセットですから、自治会と、その中の自主防災組織ですから一緒なんです。

これ、私が心配しとるのは、仲南地区にも特に山がある地域、大きく言えば、満濃地区の中にでも東のほうで山の中があり、また、琴南地区へ行けば、山が多いなる。仲南地区へ行っても、山が多いなる。そういう山があって、なかなか自治会自体がこっちの谷とこっちが一緒になるかいうたら、これもまた面倒、防災が絡みますから、そこが一緒になったらええがというようなものでもないと思う。やっぱり瞬時に小回りがきく活動ができることも大事です、自主防災ですから。ただ、大きなところが一緒になったらええがというようなものではないと、私はそういう認識でお聞きしておりますから、自主防災を絡むのであれば、ぱっと30秒、1分で行けるというような、そういう組織づくりの中を自治会の中で生かしていきたいなと。こうでないと、将来、いつ来るかわからんけど、近寄ってきよるのは間違いないわけですから、離れていきよるのではない、近寄ってきよるのは間違いないきに、早々にこれは考えておくべき課題であろうと思っております。町長、どうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

川原議員さん御指摘のように、いざ一たび大きな災害が起きると、やはり一番頼りになるのは隣近所ということはどこでも言われております。その核となりますのはやはり自治体であろうと思います。自治体組織がしっかりして、それで、かつ、自主防災組織を立ち上げれば完璧なものになろうかと思いますが、先ほど総務課長もお話させていただきましたように、なかなか自治会組織の結成率、自治会の加入率がかなり、地域差はありますものの、減ってきております。まずは自治会へ入っていただくということ、自治会への加入促進というのを一番にまず図っていき、その中でまた自治会の組織を強固なものにしていいただいて、自主防災組織も同じものだと思いますので、今後、そういった方面で、町としてもできる限りの推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、自治会67%で非常に気になります。私の地区でも1軒、2軒がのいたところもあるんです。ここはなぜかというと、自治会が必要ないと、その方は認識しとる、脱退する方は。そういう考えですから、その方が自治会が必要なんだという仕組み、その仕組みが大事なんです、この自治会組織は。そうなれば、これは、私、入ったかなんたら将来困るなというのであれば入るんです。今のところ67%というのは、自治会あってもものうても用がない。あれ役員が当たったら、私、それだけでもいかんがというのが本音じゃなかろうかなと、私、そう思ってますから、そこは根気よく、自治会が組織が必要だということを見せて上げたら、自動的に入るんですよ、みんなが。私はそこら辺も含めてお願いしよるわけですから。自治会の中へ入っておかなければ、私も不安ながという思いにもさせる自治会組織をつくるのが一番、そういうことをお願い申し上げて、も

うお約束していただいたと、私、認識しておりますので、これで終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時30分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 小山です。よろしくお願いいたします。

それでは、第1の質問をいたします。

私は、6月議会で国民健康保険料が極めて高く、その負担感が大きいため、町として負担軽減を行うべきだということを質問いたしました。私は国の悪政のもとで、町民のために町独自の軽減策を町長に求めました。もともと現行の国保制度がスタートした当初、政府は、国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額、国庫が負担する必要があると、こう認めておりました。

ところが、自民党政権は1984年に法改正で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けて今日に至りました。かつては7割の人が農林水産業と自営業者でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて8割近くになっております。高過ぎる保険料は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしております。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとして、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要、こう主張しております。

日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担う国保が、ほかの医療保険制度に比べて著しく不公平で大変重い負担を強いる制度になっております。高過ぎる保険料問題を解決することは、町民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平、公正を確保する上でも重要な政治課題であり、政治の責任であります。

町長に改めて問いたいと思います。町独自に町民のために負担軽減策を行う意思はありますか。

介護保険もことし4月から第7期、18年から20年までですが、多くの自治体が保険料の基準額の引き上げを行いました。保険制度が始まった第1期のころは、3,000円程度で必要な介護が保障され、安心して利用できる制度のはずでありました。この間の保

保険料の値上げはまさに国家的詐欺と言われても仕方がない状況であります。負担額はうなぎ登りで6,000円ほどになり、しかしながら、サービスは低下が進んでおります。これは介護保険の自己負担分を除く給付費が、国が25%、県が12.5%、町が12.5%の支払いであり、残りの半分以上を40歳以上の人が支払う保険料で賄う現行制度の矛盾、介護保険給付費の増大が直ちに保険料引き上げにつながる制度の矛盾であります。国庫の負担割合を直ちに引き上げるよう県や国に機会あるごとに働きかけるようお願いしたいと思っております。

先日、私の同級生のお父さん、もう80を過ぎておりますが、会いました。こんなことを言われました。介護保険料が高過ぎる、何とかしてくれ、町長が自分の報酬を減らしても安くしてもらわんと困る、こう言われました。重ねてお願いしておきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。

国は社会保障改革の大きな柱として、高齢者に対する医療や介護負担増と給付削減を進めております。運営主体が県の広域連合ではありますが、保険料は2年ごとに見直され、香川県は18年度から19年度の保険料を243円引き上げて5,552円になりました。四国4県では最も高く、およそ6.6%の引き上げであります。お隣の岡山県よりも179円高くなりました。今回の値上げは、広域連合が一人当たりの医療給付費を16年度から17年度比8,000円増の87万3,000円になると見込んだこと、安倍政権が低所得者や74歳まで会社員などの扶養者であったために保険料負担がなかった人、これらの保険料を軽減する特例措置を17年度から段階的に縮小、廃止していることが主な原因であります。

今、開かれております国会で、根本厚労大臣は、来年度から75歳以上の患者負担を原則1割から2割に引き上げる方針を否定しませんでした。

さて、今年度の公的年金額が据え置かれております。このまま医療と介護の負担増は、高齢者世帯の生活悪化に拍車をかけかねない事態であります。

また、4月に厚労省が、2016年度の生活保護世帯数、月平均ですが、前年度比0.4%増の163万7,045世帯となり、24年連続で過去最多を更新したと発表しました。この主な要因ですが、母子世帯や障害者、傷病者世帯など、いずれも減少している中で、高齢者世帯だけがふえ続けております。高齢者世帯は年収200万円以下の層が4割を占めるなど、多くの世帯が年金収入だけでは足りず、預貯金を取り崩しながらの生活を送っております。

今回の厚労省の発表から、高齢者世帯では病気などで出費がかさんだり、配偶者の死亡で年金収入が激減したりして、預貯金を使い果たし、生活保護を利用せざるを得ない現状が見えてまいります。

このような状況で、後期高齢者の個別医療機関でのこととはいえ、胃カメラの検診を無料からいきなり2,000円にする提案をされました。

また、敬老祝い金では、古希の祝いを近隣市町とのバランスで廃止あるいは半減する計

画があります。今の状況は高齢者に対する全面攻撃であります。国保は高い、介護保険は当初の倍になり、後期医療保険も上がる一方であります。町政は町民の命と暮らしを守ることを最大の任務としており、これらは中止すべきであります。町政はそこに暮らす人々の最後のとりでの役割を今こそ発揮すべきであります。

そこで、町長にお聞きします。町民の利益を守る、命を暮らしを守ることは町長の使命とも言えますが、最後のとりでとしてその役割を果たしていただきたい。町長はこれまで住みやすいまんのう町、住み続けられるまんのう町をつくるとおっしゃってまいりました。であるならば、近隣市町より、より豊かで住みよい町をつくっていただきたい。町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の負担軽減についてのお尋ねでございます。

これら三つの保険制度はそれぞれ異なる制度でございます。

まず、国民健康保険制度は、農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として創設されましたが、ほかの医療保険に属さない人の全てを被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度の改正などの影響を受けて、制度発足当時と比較すると高齢者の割合が増加するとともに農林業者や自営業の割合が減少し、無職者や非正規雇用者などの割合が増加しております。また、被保険者数自体も減少傾向にあります。本年度からは国保広域化が始まっておりますが、国保会計財政は厳しいものがあり、その運営には苦慮いたしております。

そのような中、国保被保険者の負担軽減に少しでもつながるよう、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の創設や、子ども医療費助成制度などの地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の全廃を、国と申しますか、厚生労働省、また、国会議員など各方面に働きかけているところでございます。

介護保険制度につきましては平成12年度より開始され、また、本年度から第7期介護保険事業計画が始まっております。第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料は、月額で全国平均で5,869円、県内では6,164円、本町は6,000円で、制度開始時の2倍程度となっております。

特に1号被保険者、いわゆる65才以上の高齢者の方の多くは年金生活者であり、保険料の上昇は日常生活に大きな負担となっていることを懸念いたしております。

厚生労働省の推計では、団塊の世代が全て75歳を迎える2025年度には約7,200円、高齢者人口がピークに近づく2040年度には約9,200円まで上昇するとなっておりますが、高齢者にとってこれ以上の保険料の負担は厳しいものであると危惧いたしております。

このようなことから、介護保険の財源は公費50%、保険料が50%であり、現在、公費負担における国費負担割合は25%で、町費負担割合は12.5%となっております。

また、保険料のうち第1号被保険者の負担割合も第6期介護保険事業計画時は22%であったのが、第7期今期の介護事業保険計画では23%と増加しております。

このように介護保険料の増加や地方公共団体の負担割合の固定化は、持続可能な介護保険制度を構築する上では大きな課題となっていることから、保険料と国、地方の負担割合の見直しを国に対して強く要望を行っております。

後期高齢者医療制度につきましては、香川県高齢者医療広域連合が財政運営を行っておりますが、町では医療給付費の公費部分の6分の1及び保険料の軽減部分の一部を負担しており、後期高齢者医療特別会計も厳しい財政運営を行っております。

このように国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の近い将来につきましては、さまざまな課題を抱えて運営を行っているのが現状ではないかと考えております。このような現状はまんのう町だけでなく全国的なことと考えており、香川県町村会などを通じまして強く問題提起を行っております。

敬老祝い金条例の改正につきましては、現下の平均寿命の伸び、今後の町財政の推移、近隣町との比較などを鑑みまして、10月23日のまんのう町議会全員協議会でお示しました改正案につきまして、3月議会に上程するため最終調整を行っておりますので、町民の皆様、議員各位の御理解をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 ありがとうございます。それでは、第2の質問に入ります。

私は、9月議会で地域発展の決定的要素は、地域内再投資力の量的、質的形成にあると質問し、その手だての一つとして住宅リフォーム助成を提案いたしました。地域内にある経済主体である中小の業者、金融機関、農家、協同組合、NPO、そして自治体が毎年地域に再投資を繰り返すことで、そこに仕事と所属が生まれ、生活が維持、拡大されます。

また、それが自治体の財政力の強化にもつながってまいります。地域内の再生産の維持、拡大は、生活、景観の再生産につながる上、農林業の営みは、土地、山といった自然環境の再生産、国土の保全に寄与します。地域住民の消費購買力を拡大し、生活向上に直結する施策が求められております。私は地域内経済の投資と循環に最も効果のある施策は、住宅リフォーム助成や店舗リニューアル助成であると思います。

2017年度のリフォーム助成では、全国で573自治体、リニューアル助成は107自治体で実施されております。2016年度のリニューアル助成が55自治体からほぼ倍増してふえてきております。住宅リフォーム助成制度は、県内では善通寺市、三豊市、観音寺市、さぬき市、琴平町、小豆島町、土庄町で行われております。

善通寺市では、大阪北部地震を受けて、危険なブロック塀対策として、今年度の途中からブロック塀の撤去にもこの制度が加えられました。

店舗リニューアル助成は、四国内ではまだ実施している自治体はありませんが、岡山の

高梁市、広島県の庄原市、上石高原町、山口県の宇部市、防府市、岩国市で既に実施されております。

大事なことは、町民の税金であるからこそ、町民に喜ばれ、地域経済が元気になるように使われるべきであります。ぜひ商工会と協力していただき、実現をしていただきたいと思います。町長の前向きな答弁を求めるものです。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の、住宅リフォームと店舗リニューアル助成制度の創設についてお答えいたします。

この御質問は、９月議会の一般質問のときにも小山議員からいただきましたが、住宅リフォーム助成制度には耐震改修対策、高齢者住宅対策、林業育成対策、若者定住対策などさまざまなメニューがございます。

現在、本町が実施しております住宅リフォーム関連の補助制度は、町民の安全を確保する目的で住宅の耐震対策を行う者を対象とする民間住宅耐震対策支援事業、老朽危険空き家の除去を対象とする老朽危険空き家除去支援事業、寝たきり老人や介護を要する認知症老人など要介護老人を対象とする高齢者住宅改造促進事業、身体に重度の障害を有する方の住居環境の整備と改善を対象とする重度身体障がい者住宅改造事業、町内への移住定住を促進するために空き家のリフォームの費用を対象とする空き家リフォーム事業、若者の町内での住宅取得費用を対象とする若者定住促進事業、町内産の木材を使用し新たに住宅等を建てる費用を対象とする地域木材利用促進事業など、他自治体と比較しても、本町は多くの住宅リフォームの補助制度を整備していると考えております。

また、店舗リニューアル助成制度につきましては、本町は行っておりませんが、国や商工会などが補助制度を実施しているようでございます。問い合わせたところ、本町では純粋に店舗のリフォームを目的とした申請はほとんどないということで、商店への救済と景気対策として制度をつくっても、本町ではその効果は薄いのではないかと考えております。

限られた予算の中で事業の選択と集中を行っているところでございますが、今後、本町にとって真に必要なサービスを選択していく時代に入っておりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、２番目の質問を終わります。

続いて、３番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 三つ目の質問に入ります。

農林業の振興についてお聞きいたします。

日本の食料自給率、カロリーベースですが、１９６５年、私が小学校のときであります、７３％ありました。２０１６年度は３８％にまで低下しております。少し古いですが、２０１３年の資料で諸外国はどうか見てみました。アメリカは１３０％、フランスは１２７％、ドイツ９５％、イギリス６３％となっております。日本は先進国の中で最低水準であります。

品目別のカロリー自給率、米が96%、小麦14%、大豆28%、果実34%などとなっております。

酪農、畜産の基盤である飼料の自給率は26%と、輸入に大きく依存しております。

都道府県別カロリー自給率、17年度概算地ですが、北海道185%、秋田192%、山形139%と、6道県が100%を超えておりますが、低いのは東京、大阪ともに1%、神奈川2%、埼玉10%などであります。

自給率低下の大きな要因は、農産物の輸入を自由化して、日本農業を外国産との無制限な競争にさらしてきた歴代の農政にあります。これまで国際競争力の強化の名で大規模化やコスト低下を押しつけ、中小の家族経営は非効率として切り捨ててまいりました。主食である米についても、1995年から食管法を廃止して米価を市場に委ねるなど、大規模稲作経営を含めて再生産を危うくしてまいりました。

基幹的農業従事者は2010年163万人から、去年、2017年に120万人に大幅に減少、農地も2010年の459万ヘクタールから、2017年には444万ヘクタールへと減り、生産基盤の崩壊を招いております。

欧米諸国は自給率を維持するか向上しております。輸入規制を行う一方で、国内の生産者が再生産できるように、価格保証、所得補償を充実して、食料の安全保障を確保することに努めております。日本とは全く対照的であります。世界の食料は気候変動や水需要の逼迫などで生産拡大が制約される一方、途上国の人口増や肉類、水産物消費などで需要拡大が続き、食料不足の到来が指摘されております。食料の6割以上を輸入に頼る日本が、国内の農業を潰して輸入依存を深めることは許されることではありません。

政府は2015年の食料・農業・農村基本計画で、中長期的には世界の食料などの需給が逼迫するとして、2013年度のカロリー自給率39%を、2025年度までに45%まで上昇させる方針を閣議決定いたしました。食料の安定供給について、国内の農業生産の増大を図ることを基本にするとしておりました。

ところが、企業が一番活躍できる国づくりを公言し、規制改革の旗のもと、大企業の利益を第一に、農業、林業、漁業つぶしの暴走を今も国会で続けております。国会決議が手をつけないよう求めました米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖の農産物重要5品目でさえ、関税削減や特別輸入枠新設などを含め、無傷の品目が皆無となってしまいました。

自民党は選挙公約で、当初、重要5品目は守ると言っていたのに、農業の将来を奪うTPP、国会批准を強行しました。

EPAではTPP水準を上回る市場開放を受け入れ、さらに政府はTAGとごまかしておりますが、日米FTAでは、これをさらに上回る市場開放を受け入れる状況であります。

中小の家族経営を切り捨て、農地、農業委員会、農協など、家族経営を支えてきた諸制度を応援するのではなく、解体をしてまいりました。米価の大暴落には何の対策もとらず、今年度から米の需給や価格を完全に市場任せにしました、種子法も廃止しました。

私は、農業は国の基幹的な生産部門であり、欧米の先進国のように国境措置を維持して

自国農業を守り、食料主権を守ることが今ほど求められているときはないと思っております。自給率を高めるため、食料の再生産を保障して、農村で暮らし続けられる条件づくりは政治の責任であります。

今ある農機がだめになったら、もう米づくりはやめる、田んぼがあるために余計な金がかかる、こういった声を聞きました。農地、農業、そして林業を含めて、これを守るためにどうするのか、町としてのお考えをお聞きして、質問の最後といたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の通告内容、国連で２０１９年から家族農業の１０年が始まる件で、町の農政の取り組みについての御質問にお答えいたします。

近年の国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の報告によりますと、今、世界では全ての人が食べるに足りる食料が生産されているにもかかわらず、９人に１人が慢性的な栄養不足であり、飢餓に直面している人の約７割が農村部に住み、そのほとんどがアジア、アフリカの小規模な農家だとされております。

これらの小規模な農家による農業、すなわち家族農業が世界の農業生産の８０％を占めており、世界の飢餓撲滅と天然資源の保全において、家族農業が大きな役割を果たしていることを広く世界に周知することを目的に、２０１１年の国連総会におきまして、２０１４年を国際家族農業年とすることが採択されました。

そして、２０１４年の国際家族農業年以降、ＦＡＯなどの国際機関や国際ＮＧＯなどが国際家族農業年を延長する家族農業の１０年の設定を求めて国際的なキャンペーンを展開したことから、昨年１２月の国連総会本会議におきまして、日本政府を含む国連加盟国１０４カ国の賛成のもと、国際連合は２０１９年から１０年間を家族農業の１０年と定めることを決定いたしております。

これは、世界各国、各地域で小規模・家族農業を関連政策の中心に位置づけようとする国際的流れが定着、拡大していることを示しています。国連とその加盟国は小規模・家族農業を再評価し、政策的に支援することが求められます。

そして、本年１１月下旬に、国連総会の第３委員会は、小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言、いわゆる「小農の権利宣言」を賛成多数で採択いたしました。投票結果は発展途上国を中心として賛成が１１９票、アメリカ、イギリス、オーストラリアなど経営規模が大きい国を中心に反対が４９票、棄権は日本など７票でした。

この宣言は、食料生産や地域における小農の価値や役割を明記し、食の主権確保や生物多様性への貢献を評価、その上で女性差別の撤廃、種子の安定的な提供への措置や、農作業安全、教育などの権利を加盟国が確保することを明記したものでございます。

このような流れの中でも、日本は貿易自由化を進めるとともに、農業の大規模化、農業への企業参入の緩和、輸出拡大など、さまざまな農業の強化振興策を推し進めております。

香川県、そしてまんのう町においては、農地の集積・集約化により農家経営の大規模化を推進し、集落営農組織の法人化や個人経営の法人化など経営拡大を促してまいりました。

が、担い手に集積できていない農地はその農地の維持と、また、食料供給面や地域環境の保全の面からも、耕作者たる小規模農家に農業と農村を支える役割を果たしていただいていると認識いたしております。

しかし、国際競争力を強化して成長産業とするという攻めの農業、強い農業を目指す国の展開するさまざまな政策を見ると、町は今後も農業が経営として成り立つように、大規模化や組織化による省力化、米麦と園芸の複合化、さらには農産品の高付加価値化などを推進する必要があると考えております。

さらに、将来の農業を担う足腰の強い法人経営体等を中心とする地域農業のすぐれた担い手の育成を軸に、小規模農家や兼業農家であっても複合経営化を図るとか6次産業化に取り組むなど、収益性の高い新たな農業経営に積極的にチャレンジする農業者への支援と育成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○小山直樹議員 ありがとうございました。以上です。

○田岡秀俊議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可いたします。

○大西豊議員 ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、集落営農を積極的に推進であります。

農業振興については、3年前の質問及び答弁では、本町の基幹産業は農業であり、農業振興なくして本町の発展はあり得ない。生命を維持するのに不可欠な食料を確保する農業は、人口の高齢化に伴い農業従事者も高齢化している。後継者がいないので農業は自分の代で終わりだといった話を耳にする。後継者の問題は個人の問題にとどまらず、基幹産業である農業であるだけに看過できない問題です。まんのう町総合計画においても、意欲のある担い手や農業生産法人、集落営農組織の育成と農地の利用の集積を図り、高付加価値の安全・安心な農作物と魅力的なまんのうブランドの特産品の開発、消費者と提携した地産地消やグリーン・ツーリズム等に取り組みを目指すとうたわれ、まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、農産物の価格低迷や経済効率性の悪化により農家の高齢化が進み、農家単位での営農では農地の維持が難しいので、新規就農者の支援が喫緊の課題で、町の農業が抱える課題の改善策の一つとして集落営農を推進していくとある。そこで優先順位はどのように進めるかという中で、答弁では、農業振興の優先順位は、まんのう町地域農業再生協議会を中心に意欲的な後継者、新規就農者、農業生産法人の育成、集落営農組織の設立に取り組み、地域のリーダー育成と地域ぐるみでの生産体制の維持に努めるとの答弁がありましたが、各地区での出前講座、県普及所、町、J A、農業委員会を巻き込んでの取り組み等は進んでいるのか。まず、1点目の質問です。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の御質問にお答えいたします。

農林水産省の統計上の定義によりますと、集落営農とは集落を単位として農業生産過程の全部または一部について共同で実施される営農のことです。

集落営農法人の設立につきましては、集落の代表の方から相談があった場合には、その設立前の準備段階から中讃農業改良普及センターや町の農林課の担当者が集落に出向いて、集落営農のメリットや手続について説明し、集落において何度も協議を重ねた上で法人設立をし、以後に周辺農地の集積を進めておるところでございます。

まんのう町におきましては、現在、10の集落営農法人が活動していますが、平たん地では徐々に組織化が進展している一方、山間部や中山間部では組織の核となるべき農業後継者が少なく、組織化が困難な集落が少なくありません。

このような中、遊休農地の発生防止や農地の集積を促進し、農業の持続的な発展を図るためには、認定農業者や新規就農者などの担い手のほかに集落営農法人の確保が必要であると考えており、その組織化や育成に注力していかなければならないと考えております。農地利用の最適化に向け取り組む上で、いかにして多くの集落営農法人を生み出すかが、クリアすべき重要課題となってきました。

この課題を解決に向け、まず、農業委員会を地区推進チームとして位置づけ、町内を数ブロックに分けて、農業委員や農地利用最適化推進委員がそれぞれの担当ブロックで地域農業の将来に関する話し合いを開催し、要望、意見や質問を聞き、今後の地域農業の持続と発展につなげていくことを目指しております。

具体的には、まず町内を6地区に分けて農業相談を開催し、農業者からのニーズの掘り起こしを行い、さらに地域内の担い手との話し合いを行って、地域の状況や問題、それを克服する課題などを把握して、具体的な人・農地プランを作成したいと考えております。

こういった活動を進める中で、担い手が不足し、遊休農地の発生が危惧されて、農業生産法人などの団体育成が必要な地区にあっては、これまでも増して中讃農業改良普及センターやJA並びに香川県農地機構などの関係機関との密な連携が必要となりますし、農業委員会が積極的に関与して農地の活用について協議を進めていく必要がございます。

いずれにいたしましても、農地利用の最適化を推進する上で、町は関係機関としっかりと連携をとりながら、これまで以上に担い手や集落営農法人の確保や育成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、大西豊君。

○大西豊議員 今、答弁いただきましたが、再質問をさせていただきます。

ちょうど私たちの地域の大宮地区集落営農組合の取り組みについてをまず紹介させていただきます。

大宮地区集落営農組合は、昭和42年、宮東地区農業構造改善事業で圃場整備を中心に水稻8ヘクタール、麦8ヘクタールを、平成27年9月より組織化に向けた座談会、大宮地区集落営農を考える会を毎月開催した結果、平成28年4月1日に、2年以内の法人化計画を持った任意組織が設立されました。その後、計画に沿って組合内で経営規模、持ち

エリアをするのではなくて、まず立ち上げられるエリアで取り組み、今後、その周りを巻き込んで広げていこうというお考え、これは大変素晴らしいことだと思います。全部を一遍にまとめて集落営農を立ち上げようとする、無理な場合がございます。やはり重要なのは、まず立ち上げて、周りの方に状況を知っていただいて、参加を募っていくと。このやり方は非常に正しいやり方だと考えております。こういうことについても、積極的に発信してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 私も、これ、3年前に地域の方々から農業の問題についてこのままではいけないということで、まず普及所、町、農業委員会、JAとを巻き込んだ御指導をいただいたわけですが、本当に深く今まで農業について考えたことがなかったんですが、実際、今においても、毎月1回勉強会をしながら、麦、米のつくり方、それとか事務の仕方、またメンテナンスの仕方等々をお互いに先輩の意見を聞きながら、勉強会をしながらやっていく中において、一番の効果があるのは機械貧乏。やはり一人一人で農機具を買っていれば、完全な赤字です。私の地域でも今ある農機をできるだけ使って、効率的にして、面積がふえたら、また次の段階において新しい機械を考えていくことで、とりあえずは機械貧乏がなくなったということが一つの大きな成果でありますし、私たちの経験では、やはりそういう情報が知らなかったというか、勉強不足であったということを痛感しておりますので、町においても、特に普及所におきまして、積極的に地元に参加して、毎月でも来ていただけますので、ぜひ積極的に広めていただきたいと思います。

1 番目の質問はこれで終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○大西豊議員 2 番目の質問については、町の指定管理者等公の施設等の協定書の開示についてでございますが、さきの全員協議会において、指定管理者についての、来年、公開になっております福祉施設についての資料を今まで以上にいただきました。やっぱり今後につきましては、そういう資料を私たちに提示をしていただき、判断材料にしていくのが一番重要ではないかと思っておりますので、今後とも、情報の開示についてをよろしくお願いいたします。資料はいただいたんですが、答弁をよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の、町の指定管理者について、公の施設（社労）等の協定書の開示についての御質問にお答えいたします。

御存じのように、行政文書の情報開示請求につきましては、まんのう町情報公開条例により開示請求ができます。申請窓口は総務課となっておりますが、御質問の指定管理の協定書の開示につきましては、各施設を所管する部署がそれぞれ事業者と協定を結んでおりますので、所管課が情報開示の判断を行うこととなります。

一般的には、本事案につきましては、特に非公開とする文書に当たるとは考えておりま

せんので、御請求いただければ開示できるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 再質問を行います。

平成18年に合併をし、その間、委員会等で協定書とかいろいろ説明をしていただいたところではありますが、例えば指定管理の協定書の中に備品、また修繕費等につきましては、当初は30万円以下については指定管理を受けておところが管理をし、修繕を行うということでございましたが、ここ四、五年ぐらい前から、30万円が10万円に変更されております。その変更された理由について伺います。

基本的には、施設が、この前、情報開示をいただいたところでは、古くなっているところであるので、維持管理費が多くなったということもあると思いますが、その理由について伺います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の再質問にお答えいたします。

協定書に基づく修繕費等の責任分担についてでございますが、指定管理に関する協定書にある施設の経年劣化に伴う責任分担についてでございますが、基本協定書に基づき、設備や備品等で経年劣化に伴う小規模な修繕については、平成25年度から指定管理者の責任分担を30万円未満から10万円未満に変更しております。

これは、指定管理をしている施設が老朽化してきており、経年劣化により修繕しなければいけない箇所が年を追うごとにふえていることと、指定管理者の経営状況に配慮した措置であります。指定管理者が支払った負担分は、結果的には年度協定時の指定管理料等に反映してくることとなりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、一般定期には、町が持っている施設の修繕は、管理者の使用上の瑕疵がない限り町が負担するのが適当であるとは考えております。

御承知のように、本町の指定管理者は琴南、仲南の両振興公社と社会福祉法人正友会で、いずれもまんのう町にゆかりの深い団体で、地場産業の振興や雇用の創出、高齢者福祉の充実など、町の活性化に多大な貢献をいただいておりますので、今後とも指定管理者と行政が互いに知恵を出し合い、指定管理者制度を有効に活用し、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、大西豊君。

○大西豊議員 再質問を行います。

例えば、今回、議案として出ております、説明をいただいております施設についての協定書につきましても、金額がきちんと明示されております。そういう中で、設計業者の説明では、この施設は以前から壊れていたんだが、所有物は指定管理を受けとる方、例えば防犯施設でございますが、相当以前から壊れておったようです。今回、大規模改修において修繕するようでございますが、修繕するに当たっても、やっぱりその協定書に照らし合

わせ、妥当性も考慮しつつ判断をしていただきたいと思います。必要だから、大規模だからするということだろうと思いますが、それともう一つは、委員会でも申し上げたところでございますが、町の備品、指定管理者の備品等々についても、やはり情報開示をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

各施設で持つておる備品につきましては、福祉保険課所管の3施設につきましては、また公開の請求があればお見せしたいと思ひますし、それからやすらぎ荘の玄関の防犯施設の修繕につきましては、教育民生常任委員会で申しましたとおり、施設の備品ではありませんが、施設の一部ということで御理解を賜ればというふうに思っております。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 今後については、必要だから備品の購入等をするわけではありますが、やはりいろいろな施設、備品、指定管理者に委ねた施設の備品、町の備品については、委員会でもほかの議員も質問しておりましたが、そういう状況を知つての上でのいろいろな認定だと思いますので、今後については、委員会において質問のあつたことについては情報公開をよろしくお願い申し上げて、一般質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月14日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願ひます。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時33分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員